

## 令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-15)

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。					
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	44,455 122,431 ▲ 50,677 116,209	42,209 66,395 44,775 153,378	37,715 56,639 (※記入は任意) (※記入は任意)	37,849 - (※記入は任意)
	執行額(百万円)	108,741	122,340	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第四次循環型社会形成推進計画 国土強靭化基本計画 廃棄物処理施設整備計画					

測定指標	1(1) 一般廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H12年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	△
		55	43	43	43	42	-	38	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	1(2) 一般廃棄物の排出量(kg/人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H12年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	△
		433	336	335	336	329	-	310	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H24年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	×
		21	20	20	20	20	-	28	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	3(1) 一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H24年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	△
		4.7	3.9	3.8	3.8	3.6	-	3.2	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	3(2) 一般廃棄物の最終処分量(kg/人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H24年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R7年度	△
		36	30	30	30	29	-	25	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値	達成
		H22年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	当面の間	○
		33	22	20	20	22	-	33	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり  (判断根拠) 現時点において、一般廃棄物の排出量及び一般廃棄物の最終処分量は、このまま推移すれば目標を達成する見込みである。一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、目標量を達成した。 リサイクル率については、平成7年度の約10%から平成19年度の約20%まで向上したが、以後、ここ数年間横ばい状態が続いているため、目標値に到達していない。
	施策の分析	○環境省では、一般廃棄物の適正処理・3Rを推進するため、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)を市町村に示す等の取組を進めてきた。 ○リサイクル率については、その分母にあたる廃棄物排出量、分子にあたる総資源化量ともに近年微減傾向にあり、結果として20%程度の横ばいで推移している。総資源化量の減少は特に紙類の減少に起因している。また、総資源化量の約5割強を占める中間処理後再生利用量(市町村等が処理をして資源化された量)は微増、約2割弱を占める集団回収量(市民団体等による回収量(市町村等把握分))と約2割強を占める直接資源化量(再生業者に引き渡した量)は減少傾向にある。 今後、民間における再資源化等の状況や、金属類、ガラス類等、個別の品目毎の動向等についても更なる分析を行い、リサイクル率向上のための有効な対策を検討、実施する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ○一般廃棄物の適正処理・3Rを総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、市町村の取組を支援すべく様々な対策を実施する。 ○財政的支援としては、引き続き循環型社会形成推進交付金制度による廃棄物処理施設の整備を推進する。また、技術的支援としては、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)のうち、①と②を令和3年度に改訂し、③についても見直しを行っているところであり、更なる普及等に努め、市町村の3Rの取組支援を行う。 ○上記に加え、リサイクル率の向上のため、リサイクル率が横ばいになっている要因分析を更に進めるとともに、廃棄物排出量の削減及び再生利用量の増加のための取組を今後より一層推進する。 ○また、災害時においても、市町村が廃棄物の適正処理・再生利用ができるよう災害廃棄物対策を推進する。 ○上記の取組を通じて、測定指標に掲げた目標値の達成を目指す。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	日本の廃棄物処理(令和2年度版)
---------------------------	------------------

担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	作成責任者名	筒井誠二(廃棄物適正処理推進課長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------------------	--------	-------------------	----------	--------